

## 札幌市アイヌ共用林野の運営に関する要綱

令和5年2月3日  
市民文化局長決裁  
改正令和7年12月12日

### (趣旨)

第1条 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。）第16条に基づく石狩森林管理署と札幌市との契約（以下「契約」という。）により設定する共用林野（以下「共用林野」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (共用者及び代表者)

第2条 共用者は、札幌市内に住所を有する者であって、アイヌ文化の保存・継承・振興のために共用林野から林産物（契約に定める林産物に限る。以下同じ。）の採取を行うことが必要な者とし、代表者を市長とする。

2 共用者になろうとする者は、市長に共用者届（様式1）を提出しなければならない。

3 共用者は、契約及びこの要綱の規定を遵守し、共用林野を保護しなければならない。

### (林産物の採取)

第3条 共用者は、共用林野に入林して林産物を採取した場合は、速やかに、市長に採取届（様式2）を提出しなければならない。

2 林産物の採取に伴う費用は、林産物を採取する共用者の負担とする。

3 市長は、共用者が契約において採取することができる林産物の数量を超過して採取を行う恐れがある場合及びその他特に必要と認める場合は、共用者の林産物の採取を禁止することができる。

### (報告)

第4条 共用者は、共用林野の利用状況に関して、市長から報告を求められたときは、遅滞なくこれをしなければならない。

### (違反者に対する処置)

第5条 市長は、共用者が契約若しくはこの要綱の規定に違反した場合は、相当期間林産物の採取を禁止し、又は共用者名簿から除名することができる。

### (その他事項)

第6条 契約若しくはこの要綱の規定に疑義が生じた場合については、石狩森林管理署長と市長が協議の上解決することとする。

### 附 則

1 この要綱は、令和5年2月3日から施行する。

### 附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

# 様式1

## 共用者届

年            月            日           

(宛先) 札幌市長

氏名                         

私は、アイヌ共用林野設定契約及び札幌市アイヌ共用林野の運営に関する要綱の規定を遵守し、共用者としてアイヌ文化の保存・継承・振興のために林産物を採取したいので、下記の書類を添えて届け出ます。

また、この届出に記載した事項を石狩森林管理署へ提供することに同意します。

### 記

#### 1 添付書類

本人確認書類（住所・氏名・生年月日を確認できるもの）

#### 2 採取希望林産物

使用目的	種類	採取希望数量
祭具の材料	ヤナギ（枝・しば）	本
	ミズキ（枝・しば）	本
	キハダ（枝・しば）	本
民具の材料 ※1束は1mの縄で締めたもの	イチイ（枝・しば）	本
	オヒヨウ（枝・しば）	本
	ガマ	束
	サルナシ	束
	山ブドウツル	束
	カツラ（枝・しば）	本
	シナノキ（枝・しば）	本
	ハシドイ（枝・しば）	本
	ホオノキ（枝・しば）	本
	イタヤカエデ（枝・しば）	本
	ハリギリ（枝・しば）	本
	エンジュ（枝・しば）	本
	ツリバナ（枝・しば）	本
アイヌ料理の材料	アズキナ	kg
	オオウバユリ	kg
	キハダの実	kg
	ニリンソウ	kg

## 様式2

### 採取届

年 月 日

(宛先) 札幌市長

氏名 \_\_\_\_\_

札幌市アイヌ共用林野で林産物を採取しましたので、下記のとおり届け出ます。

#### 記

1 採取日時 年 月 日

2 採取区域 \_\_\_\_\_

3 林産物の使用目的、種類、数量

使用目的	種類	採取数量
祭具の材料	ヤナギ（枝・しば）	本
	ミズキ（枝・しば）	本
	キハダ（枝・しば）	本
民具の材料 ※1束は1mの縄 で締めたもの	イチイ（枝・しば）	本
	オヒヨウ（枝・しば）	本
	ガマ	束
	サルナシ	束
	山ブドウツル	束
	カツラ（枝・しば）	本
	シナノキ（枝・しば）	本
	ハシドイ（枝・しば）	本
	ホオノキ（枝・しば）	本
	イタヤカエデ（枝・しば）	本
	ハリギリ（枝・しば）	本
	エンジュ（枝・しば）	本
	ツリバナ（枝・しば）	本
アイヌ料理の材料	アズキナ	kg
	オオウバユリ	kg
	キハダの実	kg
	ニリンソウ	kg